

2026(令和8)年3月23日

# ハイタク事業における 総合安全プラン2025

～フォローアップ～

タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



全国ハイヤー・タクシー連合会

# I. ハイタク事業における総合安全プラン2025の進捗状況

## 1. 目標値

①乗客の死者数	ゼロ	②飲酒運転	ゼロ
③死者数	23人以下	④重傷者数	630人以下
⑤人身事故件数	6,060件以下	⑥出会い頭衝突事故件数	870件以下

## 2. 交通事故発生状況(法人タクシー)

### (1) 交通事故件数、死亡事故件数

○ 2025(令和7)年中に発生した法人タクシーを第1当事者とする交通事故及び死亡事故件数

・交通事故発生件数 7,701件 前年比 +356件(+ 4.8%)

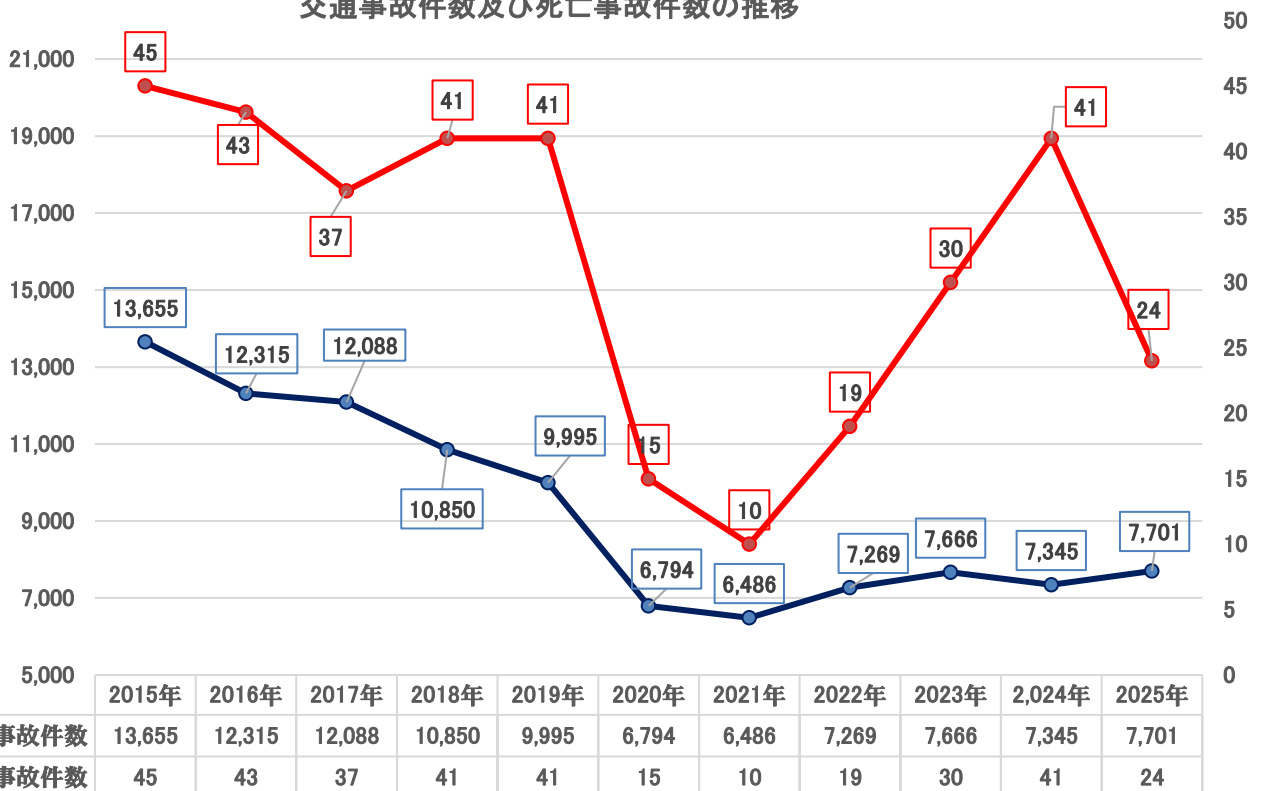
・死亡事故件数 24件 前年比 -17件(-41.5%)

\* 人身事故件数は、2010年(平成22年)台は減少傾向を続けていたが、コロナ禍が落ち着き始めた2022(令和4)年以降は増加傾向に転じた。

\* 死亡事故件数は、コロナ禍の2020(令和2)年15件、2021(令和3)年10件と大幅に減少していたが、2022(令和4)年以降、3年連続で増加となった。昨年、2025(令和7)年中は24件と大幅な減少となった。

※ 本フォローアップの事故データについては、特に記載のない限り警察庁統計による。

交通事故件数及び死亡事故件数の推移



(2) 人身事故件数、重傷者数

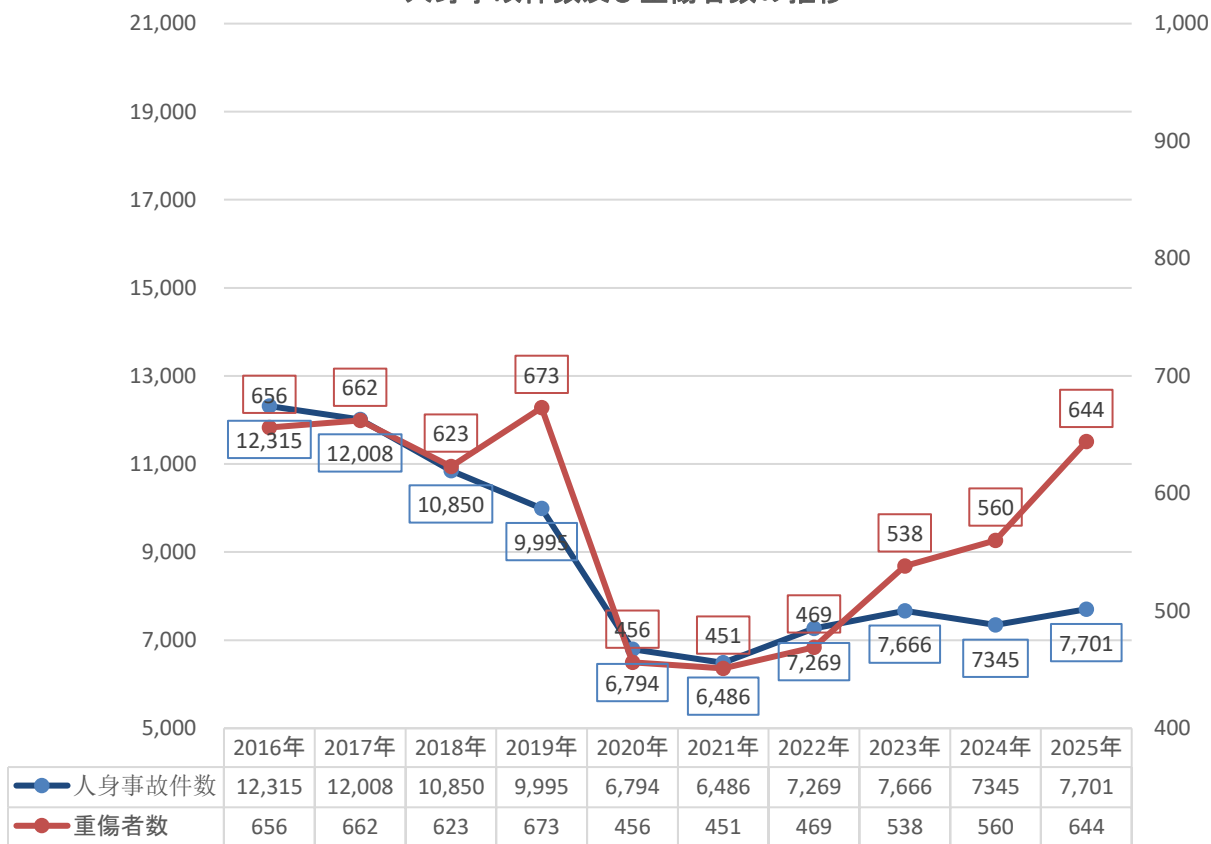
○ 2025(令和7)年中に発生した法人タクシーを第1当事者とする交通事故

・ 交通事故発生件数        7,701件    前年比 +356件 (+ 4.8%)

○ 2025(令和7)年中に発生した法人タクシーを第1当事者とする重傷事故件数

・ 重傷者数                644人    前年比 + 84件 (+15.0%)

人身事故件数及び重傷者数の推移



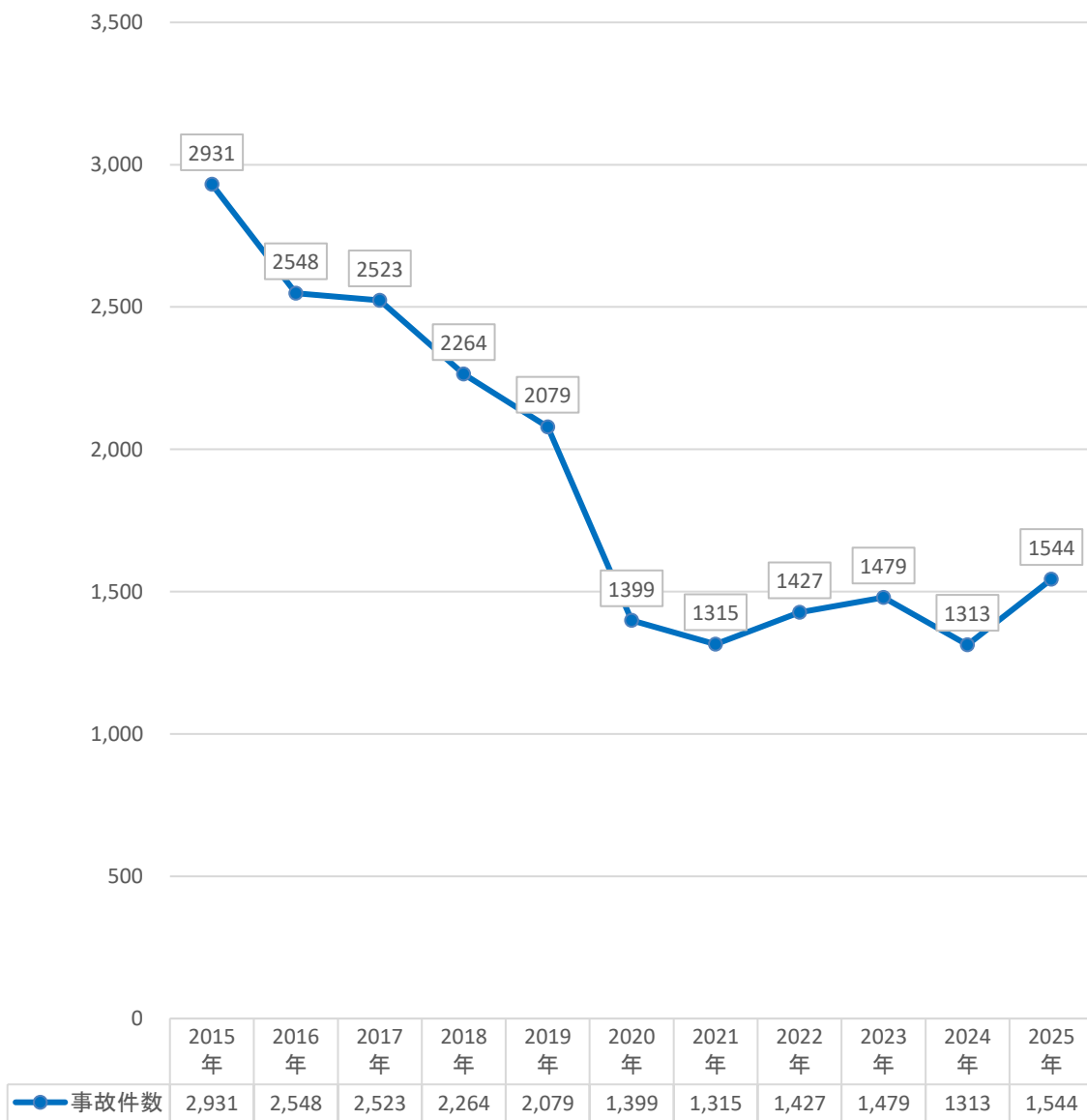
### (3) 出会い頭事故件数

○ 2025(令和7)年中に発生した法人タクシーを第1当事者とする出会い頭事故件数

・ 出会い頭事故発生件数 1,544件 対前年比 +231件

○ 出会い頭事故件数は、減少傾向であったところ、2022(令和4)年以降、増加傾向に転じた。

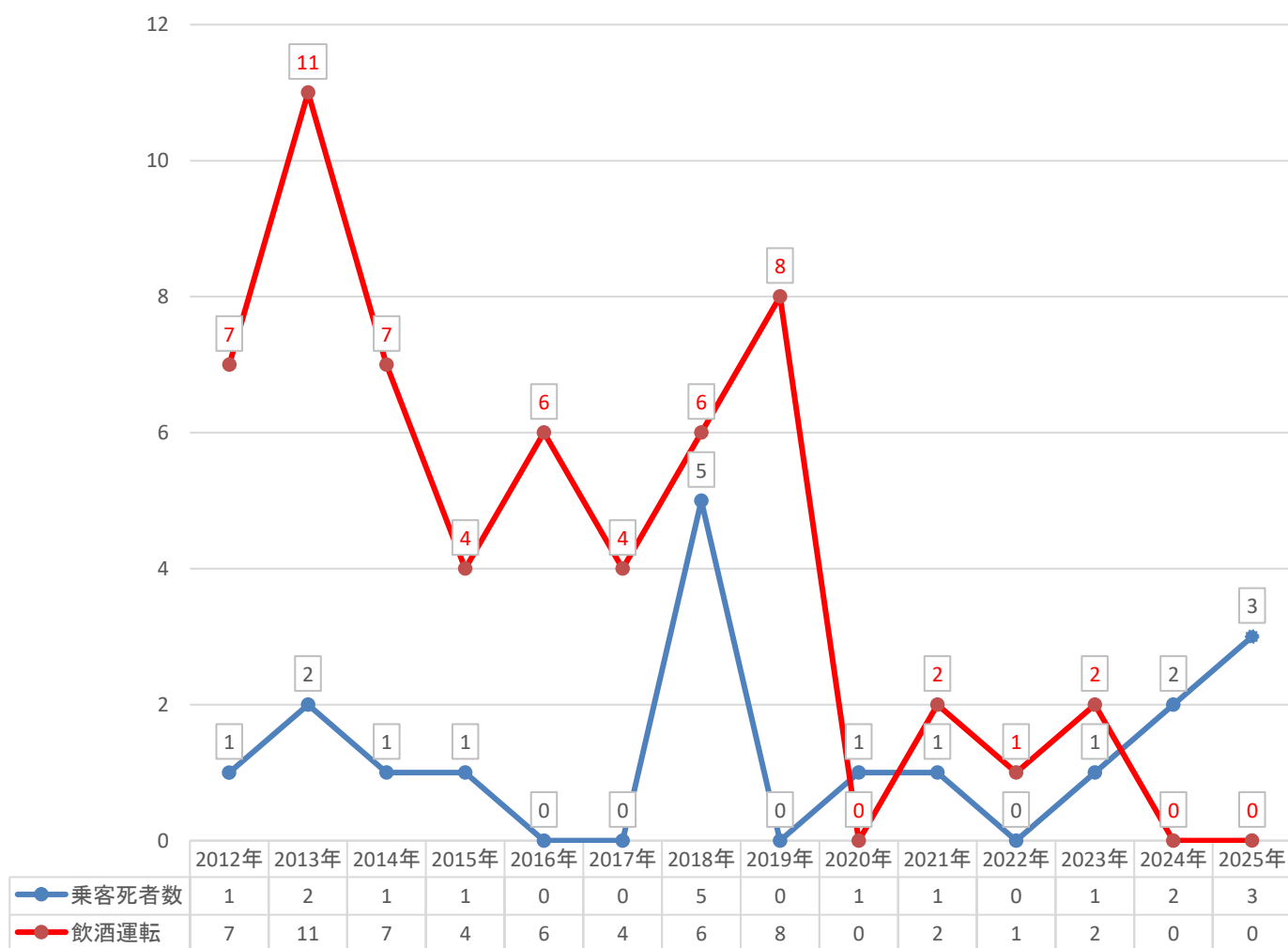
出会い頭事故件数の推移



#### (4) 乗客の死者数及び飲酒運転

- 乗客死者数ゼロ、飲酒運転ゼロは毎年必ず達成すべき目標として設定。
- 飲酒運転は、2014年(平成26年)以降減少傾向にあるが、2020年(令和2年)、2024年(令和6年)、2025年(令和7年)にゼロ件を達成。
- 乗客の死者数ゼロは、2012年(平成24年)以降、ゼロ件は4度あるが、昨年は3件発生。

乗客死者数及び飲酒運転件数の推移



※ 法人タクシーのみの件数

※ 出典:「国土交通省物流・自動車局メールマガジン事業用自動車安全通信」

### 3. 交通事故削減のための対策等

#### (1) タクシー適正化・活性化特別措置法に基づくタクシー事業の適正化の推進

長期的に輸送需要が低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、運転者の労働条件が悪化

- 輸送の安全等を確保するため、「タクシー適正化・活性化特別措置法」に基づき、タクシー事業の適正化(供給輸送力の削減)を推進

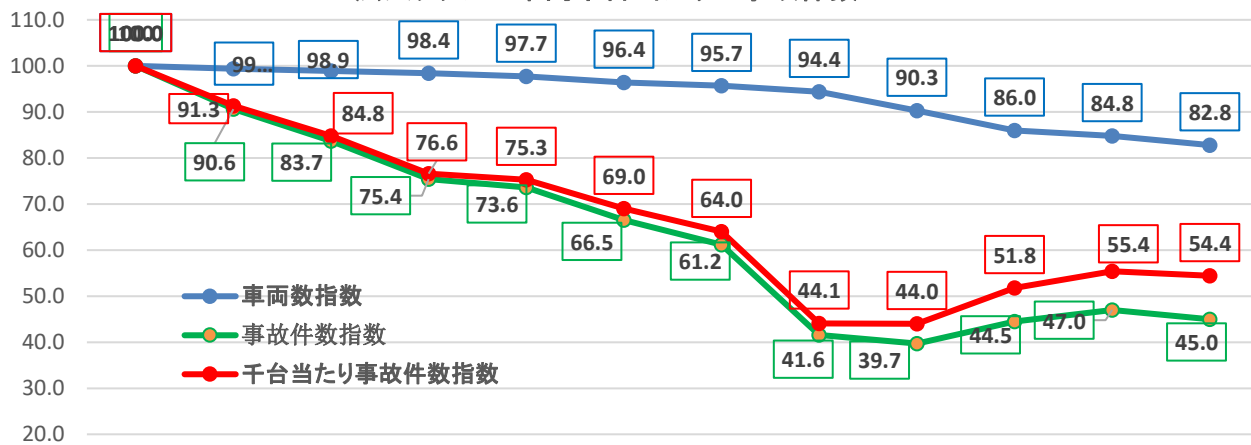
＜法人タクシー車両数＞

2007年3月末 222,522台 ⇒ 2024年3月末 168,836台(−53,686台)  
(平成19年3月末) (令和6年3月末)

- タクシー千台当たりの事故件数は、減少傾向を続けていたが、コロナ禍明けの2022年(令和4年)以降、増加傾向に転じている。事故件数は、各年中の発生件数。

\* 法人タクシー車両数は、一般タクシーとハイヤー及び福祉限定車両を含む。各年3月末現在。  
(自動車保有車両数月報)

法人タクシー車両千台当たりの事故件数



	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
法人タク車両数	203,943	202,741	201,644	200,760	199,336	196,537	195,136	192,497	184,237	175,425	173,041	168,836
同上指数	100.0	99.4	98.9	98.4	97.7	96.4	95.7	94.4	90.3	86.0	84.8	82.8
法人タク事故件数	16,323	14,792	13,665	12,315	12,008	10,850	9,995	6,794	6,486	7,269	7,666	7,345
同上指数	100.0	90.6	83.7	75.4	73.6	66.5	61.2	41.6	39.7	44.5	47.0	45.0
千台当たり事故件数	80.0	73.0	67.8	61.3	60.2	55.2	51.2	35.3	35.2	41.4	44.3	44.3
同上指数	100.0	91.3	84.8	76.6	75.3	69.0	64.0	44.1	44.0	51.8	55.4	54.4

## (2) タクシー事故の特徴を踏まえた重点対策の推進

### ア 出会い頭事故防止対策

◆ 2025(令和7)年中の法人タクシーによる交通事故は、7,701件で、そのうち、出会い頭事故は1,544件で約20.0%を占めている。

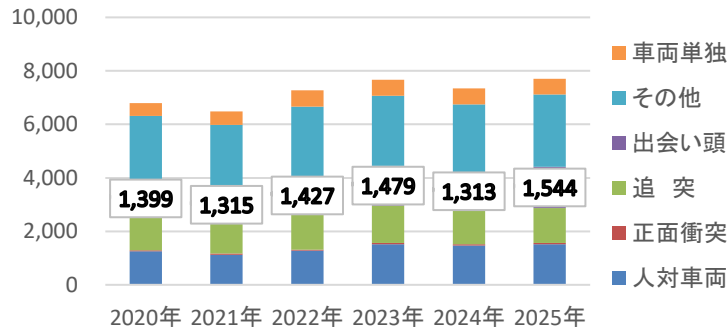
#### ◆ 対策

- ① 信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底
  - ・相手車優先時の交差点通過  
⇒ 2段階停止の習慣づけ
  - ・自車優先時の交差点通過  
⇒ アクセルからブレーキへの足乗せ換え動作の習慣づけ
- ② 管理者等による同乗指導

#### ◆ 出会い頭事故の発生件数の推移

2020(令和2)年 1,399件(構成率21.5%)  
 2021(令和3)年 1,315件(構成率20.3%)  
 2022(令和4)年 1,427件(構成率19.6%)  
 2023(令和5)年 1,479件(構成率19.3%)  
 2024(令和6)年 1,313件(構成率17.9%)  
 2025(令和7)年 1,544件(構成率20.0%)

ハイタクの類型別事故件数



年	人対車両	車両相互				車両単独	合計
		正面衝突	追突	出会い頭	その他		
2020年	1,256	31	1,244	1,399	2,381	483	6,794
2021年	1,127	47	1,162	1,315	2,335	500	6,486
2022年	1,280	38	1,310	1,427	2,603	611	7,269
2023年	1,522	38	1,411	1,479	2,620	596	7,666
2024年	1,471	45	1,326	1,313	2,586	604	7,345
2025年	1,521	42	1,305	1,544	2,704	585	7,701

\* ( )内は全事故に占める出会い頭事故の割合

\* 交通事故件数は、ハイヤー・タクシー及び事業用の「その他事業用の自動車」を第1当事者とする交通事故件数

### イ 路上寝こみ者の轢過事故防止対策

◆ 2025年中の法人タクシーの死亡事故件数は24件発生し、そのうち人との事故が約66.7%(16件)を占めている。人との事故のうち、路上寝こみ者轢過事故が約68.8%(11件)を占めている。

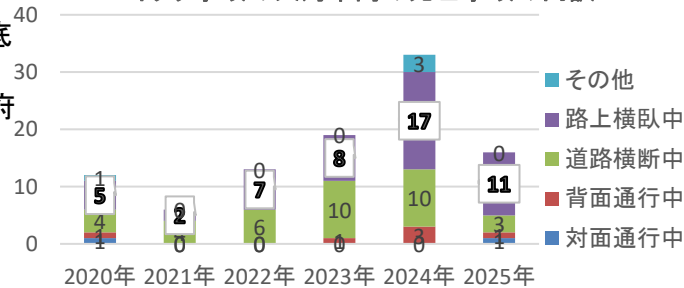
#### ◆ 対策

- ① 早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行の徹底
- ② 路上寝こみ者発見時の警察への通報と保護活動
  - \* 路上寝こみ者等に係るタクシー協会等と各都道府県警察との協定等締結状況  
⇒ 2025(令和7)年3月末 33協会

#### ◆ 路上寝こみ者の轢過死亡事故件数の推移

2020(令和2)年 5件(構成率41.7%)  
 2021(令和3)年 2件(構成率33.3%)  
 2022(令和4)年 7件(構成率53.8%)  
 2023(令和5)年 8件(構成率42.1%)  
 2024(令和6)年 17件(構成率51.5%)  
 2025(令和7)年 11件(構成率68.8%)

ハイタク事故の人対車両の死亡事故の内訳



年	対面通行	背面通行	道路横断	路上横臥	その他	合計	全死亡事故
2020	1	1	4	5	1	12	15
2021	0	0	4	2	0	6	10
2022	0	0	6	7	0	13	19
2023	0	1	10	8	0	19	30
2024	0	3	10	17	3	33	41
2025	1	1	3	11	0	16	24

\* 構成率は、人対車両の死亡事故に占める路上寝こみ者轢過死亡事故の割合。

\* 交通事故件数は、ハイヤー・タクシー及び事業用の「その他事業用の自動車」を第1当事者とする交通事故件数

### (3) 安全文化の確立

#### ア. 運輸安全マネジメント制度に係る取り組みの強化

- ◆ 「小規模事業者向け運輸安全マネジメントの進め方」の作成。(2017年(平成29年)12月)
- ◆ 事業者の取り組み事例
  - 明け番集会等を活用し、定期的に乗務員との安全に関する意見交換会の開催。
  - 乗務員と定期的な個別面談の実施。
  - グループリーダーが主体性を持った安全に関するグループ研修会の開催。

#### イ. 交通安全意識の醸成のための表彰の実施

全タク連においては、交通安全意識の醸成のため、以下の表彰を実施している。

- ◆ 交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰  
「総合安全プラン2025」に掲げた目標達成に向け、各都道府県協会の交通事故抑止に向けた取り組みの一層の強化を目的として、交通事故削減に努力した都道府県協会を表彰する「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」制度を2011年(平成23年)から実施。令和7年は5協会を表彰。
- ◆ 優良乗務員表彰  
タクシー乗務員のうち、無事故無違反運転を長期間続け他の乗務員の模範となる優良な乗務員を表彰することにより、乗務員の資質の向上を図ることを目的に1966年(昭和41年)から実施。令和7年は、善行表彰を含め20協会43名を表彰。

#### ウ. タクシー事業の進化に関する決議の採択

ハイヤー・タクシー業界においては、少子・高齢化社会の急速な進展並びにGX(グリーントランスフォーメーション)、DX(デジタルトランスフォーメーション)の大きな潮流の中、地域公共交通機関として課せられた重要な使命を改めて自覚し、地方における経営の改善、深刻な乗務員不足や地域別最低賃金大幅な引上げ等様々な課題の解決に着実に取り組み、成果を挙げることが重要である。

このため、全タク連においては、全国各地の会員事業者及び各都道府県協会と緊密に意見交換、情報交換を図りながら、

- 空港、観光地等における白タク及び都市型ハイヤーによる客引き、名義貸し等の悪質な違法行為の撲滅及び規制の見直し
  - 移動の未来を託すべき自動運転タクシーへの主体的な関与
  - **「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づいた交通事故防止の徹底**
  - 2050年カーボンニュートラル達成を目指し、電気自動車等の普及促進等による環境対策の推進
  - ユニバーサルデザイン(UD)タクシーの普及促進等によるケア輸送体制の整備
  - 妊婦応援タクシー・育児支援rタクシーの普及促進による子育て支援の促進
  - 持続可能な乗合タクシーの普及促進による地域の高齢者等の移動支援の推進
- .....(中略).....

等積極的に実施する。

併せて、今後ともタクシー利用者ニーズに応じて安全・安心かつ、質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう財政・税制上の支援の更なる強化を要望する。

右 決議する。

令和7年10月30日

第62回全国ハイヤー・タクシー事業者大会

## エ. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の周知徹底

- ◆ 国土交通省策定の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(タクシー事業者編)」を、全タク連において印刷製本(6100部)して会員事業者に頒布し、その周知徹底を図った。

## オ. メールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用

- ◆ 国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」により発信されたタクシー関連の特異重大事故等を、全タク連において2半期ごとに死亡事故、飲酒運転、救護義務違反(ひき逃げ)及び健康起因事故等に分類、集約して、交通安全委員会(年2回開催)等各種会議資料として事故情報の共有化を図り、交通事故防止に活用した。

## カ. ドライブレコーダーの画像活用によるヒヤリハット教育の推進

- ◆ 全タク連においては、ドライブレコーダーのヒヤリハット場面の画像を活用して、「何が要因であったのか」、「どのような状況であったのか」、「何を見落としたのか」など、ヒヤリハットとなった要因を運転者に確認させるヒヤリハット教育の普及・定着に努めた。
  - ドライブレコーダー導入車両数 13万4,852台(導入率約92.3%)
    - \*ドライブレコーダー導入車両数は全タク連調べ(2025(令和7)年3月末)

## キ. 健康管理マニュアル等を活用した乗務員の健康管理の徹底

- ◆ 全タク連においては、
  - 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(タクシー事業者編)」を製本化する際に、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を併せて掲載し、その活用の周知を図るとともに、平成29年からSASスクリーニング検査事業者の協力を得て、SASスクリーニング検査受検推進キャンペーンを毎年2月に実施。
  - 要再検査、要精密検査等の所見がある場合には、所見に応じた検査を受診させるなど定期健康診断の結果を踏まえた健康状態の把握に努める。
  - SASスクリーニング検査、人間ドック、脳ドックを受診させるなどして、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。
  - 定期健康診断の確実な受診指導。
  - 眼科健診モデル事業への積極的参加。
  - タクササイズ(勤務中にできるエクササイズ)の普及・促進等の周知により乗務員の健康管理の徹底を図った。

## ク. 飲酒運転防止対策ガイドラインの策定

- ◆ 全タク連では、飲酒運転防止の取り組みを一層推進するため、従来の「飲酒運転防止対策マニュアル」を全面的に改定し、正しいアルコール知識の教育と節酒実践法の指導の必要性等を盛り込んだ「飲酒運転防止対策ガイドライン」を2019年(令和元年)5月に策定した。

## (4)安全対策に関する各種講習会・研修会の実施等

◆ 全タク連交通安全委員会において交通安全等に関する講演・研修会を年2回開催。

- ・ 2020(令和2)年9月  
「令和2年道路交通法改正、第二種免許等の受験資格の見直し」  
警察庁交通局運転免許課 課長補佐 大槻一哉 氏  
「AIを利用した交通事故削減支援サービス」  
(株)Mobility Technologies ビジネス開発部 部長 武田浩介 氏
- ・ 2021(令和3)年3月  
「ハイタク事業における総合安全プラン2025(案)について」  
国土交通省自動車局安全政策課長 石田勝利 氏
- ・ 2021(令和3)年9月  
「運行管理の高度化について」  
国土交通省自動車局安全政策課 主査 安原幸生 氏  
「運輸防災・運輸安全マネジメントセミナーについて」  
国土交通省大字官房 首席運輸安全調査官 木下典男 氏
- ・ 2022(令和4)年3月  
「健康起因による事故防止について」  
大原記念労働科学研究所 研究主幹 酒井一博 氏  
「運行管理の高度化について」  
国土交通省自動車局安全政策課 主査 安原幸生 氏
- ・ 2022(令和4)年9月  
「運行管理の高度化及び視野障害について」  
国土交通省自動車局安全政策課 専門官 上田 享 氏
- ・ 2023(令和5)年3月  
「事業用自動車の安全対策について」  
国土交通省自動車局安全政策課 専門官 上田 享 氏  
「薬物乱用対策について」  
警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課 課長補佐 小西孝治 氏
- ・ 2023(令和5)年9月  
「運輸安全マネジメントについて」  
国土交通省大臣官房運輸安全監理官付首席運輸安全調査官 小柳康一 氏  
「飲酒運転事件から学ぶ」  
元JRバス関東会長 山村陽一 氏
- ・ 2024(令和6)年3月  
「ドライブレコーダーによるヒヤリハット分析の現状と可能性の拡大について」  
東京農工大学スマートモビリティ拠点 名誉教授 永井正夫 氏  
「運行管理の高度化及び健康起因による事故防止について」  
国土交通省物流・自動車局安全政策課 総括課長補佐 小柳美枝子 氏
- ・ 2024(令和6)年9月  
「運行管理の高度化及び健康起因による事故防止について」  
国土交通省物流・自動車局安全政策課 課長 永井啓文 氏  
同 専門官 奥平賢治 氏
- ・ 2025(令和7)年3月  
「運行管理高度化の近況と健康起因事故防止対策について」  
国土交通省物流・自動車局安全政策課 課長補佐(総括) 西山紘平 氏  
「健康診断の再検査受診率を大幅に改善する方法」  
ヤマト運輸株式会社 MM推進室 株式会社マイメディカ代表取締役 伊藤匡 氏
- ・ 2025(令和7)年9月  
「運行管理の高度化及び健康起因による事故防止について」  
国土交通省物流・自動車局安全政策課 安全監理室 専門官 奥平賢治 氏  
「オンライン診療サービス」  
株式会社クラウドドクター代表取締役 医師 赤松敬之 氏

※ 赤字は健康起因関連

◆ 各県協会・支部等においても事業者、乗務員を対象に交通安全等に関する講習・研修会等を随時開催。



### 3. AI活用した効率的な配車システムの普及・促進

- ◆ 都市部においては、AIによる需要予測システムの導入により、新たに旅客自動車の運転者として選任された者の経験不足を補い、様々なところに注意を向けて乗客を探している空車時(流しで運転しているとき)の交通事故の削減に努める。



「2023年10月 GO株広報資料」から引用



「2018年3月 トヨタ広報資料」から引用

### 4. 第二種運転免許の受験資格の見直し等への対応 ～採用後の教育・研修制度の充実-強化～

- ◆ 第二種運転免許の受験資格の見直し  
第二種運転免許の受験資格を「年齢19歳以上、運転経験1年以上」とする道路交通法改正法が令和4年5月13日施行された。  
【第二種免許受験資格見なおし】
  - ※ 一定の教習を修了した場合、
    - ・ 経験年数要件 3年以上 ⇒ 1年以上
    - ・ 年齢要件 21歳以上 ⇒ 19歳以上
- ◆ 第二種運転免許に係る教習カリキュラムの見直し  
警察庁において、指定教習所での第二種運転免許に係る教習カリキュラムに関する調査研究について、令和6年9月に有識者委員会を立ち上げ、実証実験を行ったところ。同委員会の報告書を受け関連する内閣府令等を改正、令和7年9月1日から教習時限が40時限から29時限に短縮され、最短教習日数が従来の6日から3日に短縮された。
- ◆ タクシー業界の取組み  
第二種運転免許の受験資格の見直し、教習カリキュラムの縮減等の改正道路交通法の施行を受け、道路運送法に基づく初任運転者研修に加えて、乗務員採用後の職場研修の在り方等について 関係省庁の指導等に基づき取組みを進めている。